

組合公報 臨時号

令和7年3月18日  
島根県市町村職員共済組合

島共済公告第393号

島根県市町村職員共済組合運営規則の一部変更をここに公告する。

令和7年3月18日

島根県市町村職員共済組合  
理事長 中 村 中  
(公 印 省 略)

島根県市町村職員共済組合運営規則の一部変更

島根県市町村職員共済組合運営規則（昭和37年規程第1号）の一部を次のように変更する。

（傍線の部分は変更部分）

変更後	変更前
<p>第2章 組合員 (組合員の異動報告)</p> <p>第5条 所属所長は、その所属の組合員が次の各号の一に該当するに至ったときは、5日以内に、様式第1号による異動（訂正）報告書を理事長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(被扶養者の申告等の手続)</p> <p>第6条 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「施行規程」という。）第3章の規定による被扶養者申告書又は高年齢受給者証（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。次項において同じ。）の提出は、所属所長を経て理事長にしなければならない。</p> <p>2 施行規程第3章の規定による高年齢受給者証の交付は、理事長が所属所長を経てしなければならない。</p> <p><u>（資格確認書の交付申請等の手続）</u></p> <p>第6条の2 施行規程第3章の規定による資格確認書の交付又は提供に係る申請書（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。）<u>、資格確認書の再交付に係る申請書（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。）又は資格情報通知書の再通知に係る申請書（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。）の提出は所属所長を経て理事長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第2章 組合員 (組合員の移動報告)</p> <p>第5条 所属所長は、その所属の組合員が次の各号の一に該当するに至ったときは、遅滞なく、様式第1号による組合員異動報告書を理事長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(被扶養者の申告等の手続)</p> <p>第6条 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「施行規程」という。）第3章の規定による被扶養者申告書、組合員被扶養者証、組合員証等再交付申請書又は高年齢受給者証の提出は、所属所長を経て理事長にしなければならない。</p> <p>2 施行規程第3章の規定による組合員被扶養者証又は高年齢受給者証の交付は、理事長が所属所長を経てしなければならない。</p> <p>(新設)</p>

2 施行規程第3章の規定による資格情報通知書（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。）の通知又は資格確認書（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。）の交付は、理事長が所属所長を経てしなければならない。

（資格確認書の検認等）

第6条の3 組合は、必要に応じて、施行規程第97条（第100条の2第3項、第110条の4の3第6項、第5項及び第110条の6第5項）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、資格確認書、高齡受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証について検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認を行うものとする。この場合において、その実施については、理事長が別に定める。

（給付の請求等の手続）

第10条 第6条第1項の規定は組合員が施行規程第4章の規定により特別療養証明書交付申請書又は給付の請求書若しくは関係書類を組合に提出する場合について、同条第2項の規定は施行規程第109条の規定により特別療養証明書を組合員に交付する場合又は施行規程第119条の規定により組合員に通知する場合について準用する。

第5章 掛金及び負担金

（海外派遣職員の報酬等）

第18条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第2条第1項の規定により派遣された者（次項において「海外派遣職員」という。）に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「令」という。）第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるも

（組合員証の検認等）

第6条の2 組合は、必要に応じて、施行規程第97条（第100条第3項、第100条の2第3項、第110条の4の3第6項、第110条の5第5項、第110条の6第5項、第176条第3項及び第184条第3項）において準用する場合を含む。）の規定に基づき組合員証、組合員被扶養者証、高齡受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受給者証、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証について検認又は更新を行うものとする。この場合において、その実施については、別に定める。

（給付の請求等の手続）

第10条 第6条第1項の規定は組合員が施行規程第4章の規定により特別療養証明書交付申請書若しくは組合員証等再交付申請書又は給付の請求書若しくは関係書類を組合に提出する場合について、同条第2項の規定は施行規程第109条の規定により特別療養証明書を組合員に交付する場合又は施行規程第119条の規定により組合員に通知する場合について準用する。

第5章 掛金及び負担金

（海外派遣職員の報酬等）

第18条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第2条第1項の規定により派遣された者（次項において「海外派遣職員」という。）に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「令」という。）第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるも

のは、同法第7条に規定する給与のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型コロナウイルスエンザ等対策派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

（地方公営企業法の規定の適用を受ける職員の報酬等）

第19条 地方公営企業法第38条（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第17条第1項及び附則第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受ける職員に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第38条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型コロナウイルスエンザ等対策派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

（特定地方独立行政法人の役職員の報酬等）

第19条の2 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）の役職員に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第51条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型コロナウイルスエンザ等対策派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに3月を超える期間ごとに支給

のは、同法第7条に規定する給与のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型コロナウイルスエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

（地方公営企業法の規定の適用を受ける職員の報酬等）

第19条 地方公営企業法第38条（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第17条第1項及び附則第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受ける職員に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第38条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型コロナウイルスエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

（特定地方独立行政法人の役職員の報酬等）

第19条の2 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）の役職員に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第51条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型コロナウイルスエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに3月を超える期間ごとに支給

される報酬又は給与を除いたものとする。

(公益的法人等派遣職員の報酬等)

第19条の3 公益的法人等派遣職員に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、公益的法人等派遣法第2条第3項に規定する報酬及び同法第6条第2項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）並びに退職手当に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与を除いたものとする。

(令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者の報酬等)

第19条の4 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたものとし、同法第203条の2第3項の規定により職務を行うために要する費用の弁償を受けるもの（同法第204条第2項に規定する通勤手当に相当するものに限る。）を加えたものとする。

2 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第4項に規定する期末手当及び勤勉手当並びに同法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報

される報酬又は給与を除いたものとする。

(公益的法人等派遣職員の報酬等)

第19条の3 公益的法人等派遣職員に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、公益的法人等派遣法第2条第3項に規定する報酬及び同法第6条第2項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに退職手当に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与を除いたものとする。

(令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者の報酬等)

第19条の4 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたものとし、同法第203条の2第3項の規定により職務を行うために要する費用の弁償を受けるもの（同法第204条第2項に規定する通勤手当に相当するものに限る。）を加えたものとする。

2 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第4項に規定する期末手当及び同法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬とする。

酬とする。

(職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の報酬等)

第19条の5 法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人、法第141条の3に規定する定款変更一般地方独立行政法人又は法第141条の4に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人(次項において「職員引継一般地方独立行政法人等」という。)の役職員に係る令第41条の2に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第57条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。

(継続長期組合員の報酬等)

第19条の6 継続長期組合員(法第140条第2項に規定する継続長期組合員をいう。次項において同じ。)に係る令第40条第3項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

(組合役職員の報酬等)

第19条の7 組合役職員(法第141条第1項に規定する組合役職員をいう。次項において同じ。)に係る令第40条の2第1項

(職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の報酬等)

第19条の5 法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人、法第141条の3に規定する定款変更一般地方独立行政法人又は法第141条の4に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人(次項において「職員引継一般地方独立行政法人等」という。)の役職員に係る令第41条の2に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第57条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。

(継続長期組合員の報酬等)

第19条の6 継続長期組合員(法第140条第2項に規定する継続長期組合員をいう。次項において同じ。)に係る令第40条第3項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

(組合役職員の報酬等)

第19条の7 組合役職員(法第141条第1項に規定する組合役職員をいう。次項において同じ。)に係る令第40条の2第1項

に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

様式第1号

異動（訂正）報告書

1. 組合員番号	所属所名	異動年月日	異動理由
2. 勤続番号	組合員氏名	元年 元月 元日	（訂正の事由を記入してください）
<p>所属事務所長兼書記人（所属名異動）について、記入してください。</p> <p>所属事務所長兼書記人（訂正の事由） 所属事務所長兼書記人（異動理由）</p> <p>所属事務所長兼書記人（訂正の事由） 所属事務所長兼書記人（異動理由）</p> <p>所属事務所長兼書記人（訂正の事由） 所属事務所長兼書記人（異動理由）</p>			
氏名	性別	生年月日	籍貫
フリガナ	性別	生年月日	籍貫
住所	性別	生年月日	籍貫
電話番号	性別	生年月日	籍貫
所属所名	性別	生年月日	籍貫
組合員番号	性別	生年月日	籍貫
勤続番号	性別	生年月日	籍貫

に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

様式第1号

組合員異動報告書

1. 組合員番号	所属所名	異動年月日	異動理由
2. 勤続番号	組合員氏名	元年 元月 元日	（訂正の事由を記入してください）
<p>所属事務所長兼書記人（所属名異動）について、記入してください。</p> <p>所属事務所長兼書記人（訂正の事由） 所属事務所長兼書記人（異動理由）</p> <p>所属事務所長兼書記人（訂正の事由） 所属事務所長兼書記人（異動理由）</p> <p>所属事務所長兼書記人（訂正の事由） 所属事務所長兼書記人（異動理由）</p>			
氏名	性別	生年月日	籍貫
フリガナ	性別	生年月日	籍貫
住所	性別	生年月日	籍貫
電話番号	性別	生年月日	籍貫
所属所名	性別	生年月日	籍貫
組合員番号	性別	生年月日	籍貫
勤続番号	性別	生年月日	籍貫

様式第1号の2

組合員資格喪失届書

Table with columns for member ID, name, address, and various dates. Includes a section for '資格喪失理由' (Reason for loss of qualification) with options like '死亡', '退会', '転居', etc.

上記のとおり報告します。
鳥根高市町職員共済組合理事長 様
年 月 日
所属部室

様式第1号の2

組合員資格喪失届書

Table with columns for member ID, name, address, and various dates. Includes a section for '資格喪失理由' (Reason for loss of qualification) with options like '死亡', '退会', '転居', etc.

上記のとおり報告します。
鳥根高市町職員共済組合理事長 様
年 月 日
所属部室

附 則

この変更は、公告の日から施行し、第19条、第18条、第19条、第19条の2、第19条の3、第19条の4、第19条の5、第19条の6及び第19条の7の変更規定（「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める部分に限る。）は令和5年9月1日から及び第19条の4の変更規定（「期末手当及び」の次に「勤勉手当並びに」を加える部分に限る。）は令和6年4月1日から並びに変更後の第5条、第6条、第6条の2、第6条の3及び第10条の規定は同年12月2日から適用する。